

(法第17条の適正化指針関係)

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所：

指名停止措置業者（法人番号）	住 所
① 大成ロテック株式会社 (4010001034835)	東京都新宿区西新宿8-17-1
② 鹿島道路株式会社 (1010001001805)	東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル8F
③ 大林道路株式会社 (4010601028815)	東京都千代田区神田猿楽町2-8-8
④ 株式会社ガイアート (8011101004344)	東京都新宿区新小川町8-27
⑤ 前田道路株式会社 (6010701009184)	東京都品川区大崎1-11-3
⑥ 世紀東急工業株式会社 (1010401015438)	東京都港区芝公園2-9-3
⑦ 東亜道路工業株式会社 (7010401020201)	東京都港区六本木7-3-7
⑧ 日本道路株式会社 (9010401023409)	東京都港区新橋1-6-5
⑨ 株式会社NIPPO (9010001034987)	東京都中央区京橋1-19-11

### 2. 指名停止措置期間：

- ① 令和元年8月20日から令和元年12月19日(4か月)
- ②～④ 令和元年8月20日から令和元年10月19日(2か月)
- ⑤～⑨ 令和元年8月20日から令和元年9月19日(1か月)

### 3. 指名停止措置の範囲：南関東防衛局管内（神奈川県、静岡県及び山梨県）

### 4. 事実概要

- ①～⑦ アスファルト合材に係る特定販売価格の決定に関し独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和元年7月30日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
- ⑧ アスファルト合材に係る特定販売価格の決定に関し独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和元年7月30日に公正取引委員会から課徴金納付命令を受けた。

- ⑨ アスファルト合材に係る特定販売価格の決定に関し独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和元年7月30日に公正取引委員会から公表された。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

なお、①は短期加重措置（短期2か月の2倍）が適用されるので指名停止期間を4か月とし、⑤から⑨は課徴金減免制度（短期2か月の2分の1）が適用されているので指名停止期間を1か月とし、その他は指名停止期間を2か月とする。

指名停止措置要領付表第2第5号

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 対象区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上9月以内